



## 15 発達障害支援施策について

発達障害児（者）支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

各自治体においては、同法に基づき、発達障害児（者）支援についてご尽力いただいていたところであるが、引き続き、発達障害児（者）支援体制の整備状況の把握・検証について取り組んでいただくようお願いする。

また、自閉症者等の中にみられる行動障害を有する者に対する支援については、今年度より、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）」を都道府県地域生活支援事業に盛り込んでいるところであるが、来年度からは重度訪問介護の対象が拡大され、強度行動障害を有する者がその対象となる。発達障害児（者）支援体制の整備に際しては、これら関連施策間とも連携を図り、地域におけるサービスの質的な向上に取り組んでいただくようお願いする。

### （1）平成26年度予算案における発達障害児（者）支援について

#### ①平成26年度予算案の概要

ア．「発達障害者支援開発事業」（以下「開発事業」という。）について

開発事業は関連のある事業の効率化・重点化を図る観点から「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」と統合し、新たに「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」として実施する。

従来、開発事業は、都道府県・指定都市において「発達障害者支援試行事業」を、市町村において「発達障害者等支援都市システム事業」を実施してきたところであるが、来年度からは「発達障害児者支援開発事業」として一本化し、一定のテーマ設定（例えば、中長期的な課題設定として「発達障害児（者）のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発」（予定））をした上で、都道府県・市町村のいずれも応募可能なモデル事業とすることとしている。（関連資料①（110頁））

イ．「発達障害者支援者実地研修事業」（以下「実地研修事業」という。）について

これまで実地研修事業は、強度行動障害研修、成人期支援研修及び早期支援研修を実施してきたところであるが、来年度からは、これまでの事業実績等を踏まえ、研修により得られる知見の効果的な浸透を図る観点から、成人期支援研修及び早期支援研修について、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて主に発達障害者支援センター（以下「センター」という。）職員を対象として行うこととしている。また、強度行動障害研修については廃止となるが、強度行動障害を有する者に対応する職員の人材育成については、各都道府県地域生活支援事業で位置づけられた「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）」（平25年度から）及び「強

度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）」（平成 26 年度予算案）を活用願いたい。（関連資料②（111 頁））

ウ．「発達障害者支援体制整備」（以下「体制整備」という。）について

体制整備は、既存のメニューであるペアレント・メンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進などを含め引き続き「地域生活支援事業」において実施する。

平成 26 年度は、これまでに実施されたモデル事業において成果のあった家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング及び当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）について、既に一定程度知見が蓄積されてきていることから、新たに体制整備のメニューに追加し、全国的な普及を図ることとしている。

また、従来からセンター等に地域支援体制サポートコーチを配置し市町村支援を行ってきたところであるが、平成 26 年度予算案においては、センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」（以下「マネジャー」という。）を配置し、市町村支援に加え、事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援機能の強化を図る場合に地域生活支援事業の対象とすることとしている。体制整備の実施主体である都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、センターとの十分な連携を図り、都道府県等内における発達障害支援の状況、例えば、発達障害児（者）の数、市町村の個別支援ファイルの作成状況や支援を行う事業所の数、診断・治療を行う医療機関の数などについて、発達障害者支援体制整備検討委員会を必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に定める協議会等と合同で開催するなどにより総合的に検証した上で、積極的にマネジャーを配置していただきたい。

さらに、マネジャーについては、高度に専門的な知識が必要であるとともに、地域における関係機関・施設間の調整等を行う役割が重要となることから、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、新たに発達障害者地域支援マネジャー研修を実施することとしているので、積極的な受講をお願いする。

なお、平成 26 年度から、重度訪問介護の対象として強度行動障害を有する者が加わることから、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携やセンターによるこれらの事業者に対するコンサルティング等も重要となる。都道府県等におかれては、上記の強度行動障害における指導者の養成研修にセンター職員を積極的に派遣するなど、これらを念頭に置いた体制整備を検討願いたい。（関連資料③（113 頁））

## （2）「世界自閉症啓発デー」について

毎年 4 月 2 日は、平成 19 年 12 月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成 26 年の取組については、以下のとおり予定しているので、各自治体におかれては関連イベント等の開催に当たりご留意願いたい。

- ・世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム（平成 26 年 3 月 29 日（土））
- ・東京タワーブルーライトアップ（平成 26 年 4 月 2 日（水））

また、民間団体においても、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップの啓発に取り組んでおり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行うとともに、東京タワーブルーライトアップにおいて NPO 法人が行うイベントに協力するなど、発達障害の普及啓発に更に取り組んでいくこととしている。

については、このようなシンボルタワー等ライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載され、広く周知されているので参考とされたい。（関連資料④（115 頁））

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

# 発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

## 1 発達障害児者支援開発事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業  
 発達障害児者支援開発事業分科会

審査・指導・助言・総括

(都道府県・市町村)

企画・推進委員会  
(モデル事業の企画・推進等)

発達障害者支援マネージャー  
(モデル事業の進行管理、情報収集等)

### 中長期的な課題設定

発達障害児(者)のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発  
 テーマの設定例

- ① 行動障害、二次的障害の「予防」における効果的な支援手法の開発  
(例 成人期支援の知見を児童期の支援に反映させる方法 など)
- ② 行動障害、二次的障害の「改善」に関する効果的な支援手法の開発  
(例 関係者が一貫した支援を行えるようにするための方法 など)
- ③ その他、発達障害者の地域生活支援において重要と考えられるもの

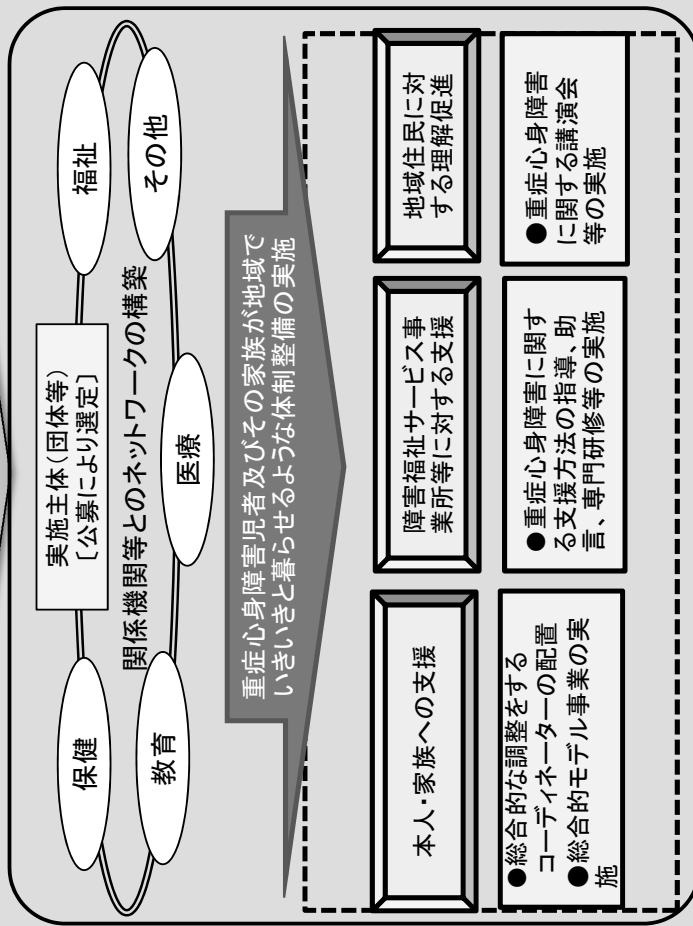
課題については、今後の検討において変更があり得る。

## 2 重症心身障害児者の地域生活モデル事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (国)

重症心身障害児者の地域生活モデル事業分科会

審査・指導・助言・総括



## 発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

### <国立障害者リハビリテーションセンター>

- 1 発達障害者支援センター職員研修  
発達障害者やその家族に対する相談・発達支援、就労支援、普及啓発等に関する専門的な知識・技術に精通するための研修  
期間 3日間1回、2日間1回  
対象 発達障害者支援センター職員

- 2 発達障害支援者研修  
国の研究やモデル事業により効果を確認されたアセスメントや支援手法の知識を習得するための研修  
期間 3日間1回  
対象 巡回支援専門員、児童発達支援事業所の職員など

- 3 発達障害者地域支援マネジャー研修  
市町村の支援体制構築、事業所等の対応困難事例への対応、医療機関との連携等に関するマネジメントに精通するための研修  
期間 3日間1回  
対象 発達障害者地域支援マネジャー

- 4 発達障害就労移行支援者研修  
発達障害者の特性に応じた就労移行支援事業の進め方を習得するための研修  
期間 3日間1回  
対象 就労移行支援事業所職員など

### <国立精神・神経医療研究センター>

- 5 発達障害早期総合支援研修  
幼児期における発達障害の早期発見・早期支援について最新の知識を習得するための研修  
期間 2日間1回  
対象 乳幼児健診に携わる医師、保健師など

- 6 発達障害精神医療研修  
一般精神医療現場や精神保健領域における発達障害者の診断や治療、他領域との連携に関する最新の知識を習得するための研修  
期間 2日間1回  
対象 精神科医療機関、精神保健福祉センターの医師など

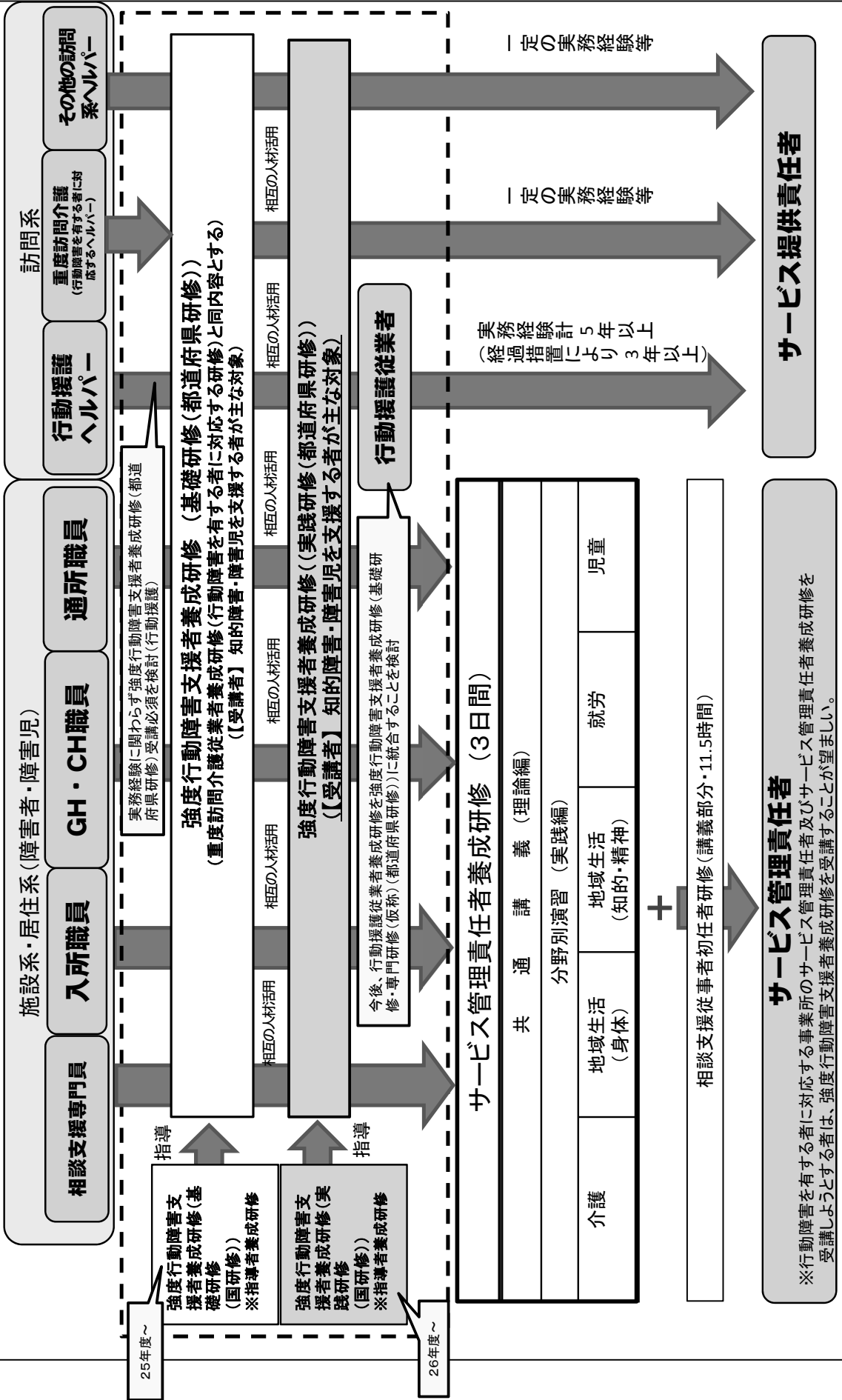
- 7 発達障害支援医学研修  
発達障害支援のアセスメントや治療など、幅広い分野の最新の知識を習得するための研修  
期間 2日間2回  
対象 保健所、小児医療機関、発達障害者支援センターの医師など

上記以外にも関係する研修として自閉症支援ステップ研修(国立障害者リハビリテーションセンター)、強度行動障害支援者養成研修(国立重度知的障害者総合施設そのみの園)なども実施

\*これらの研修に関する情報は発達障害情報・支援センターのサイトにおいて公開  
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>イベント情報/

# 強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について

※ 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。

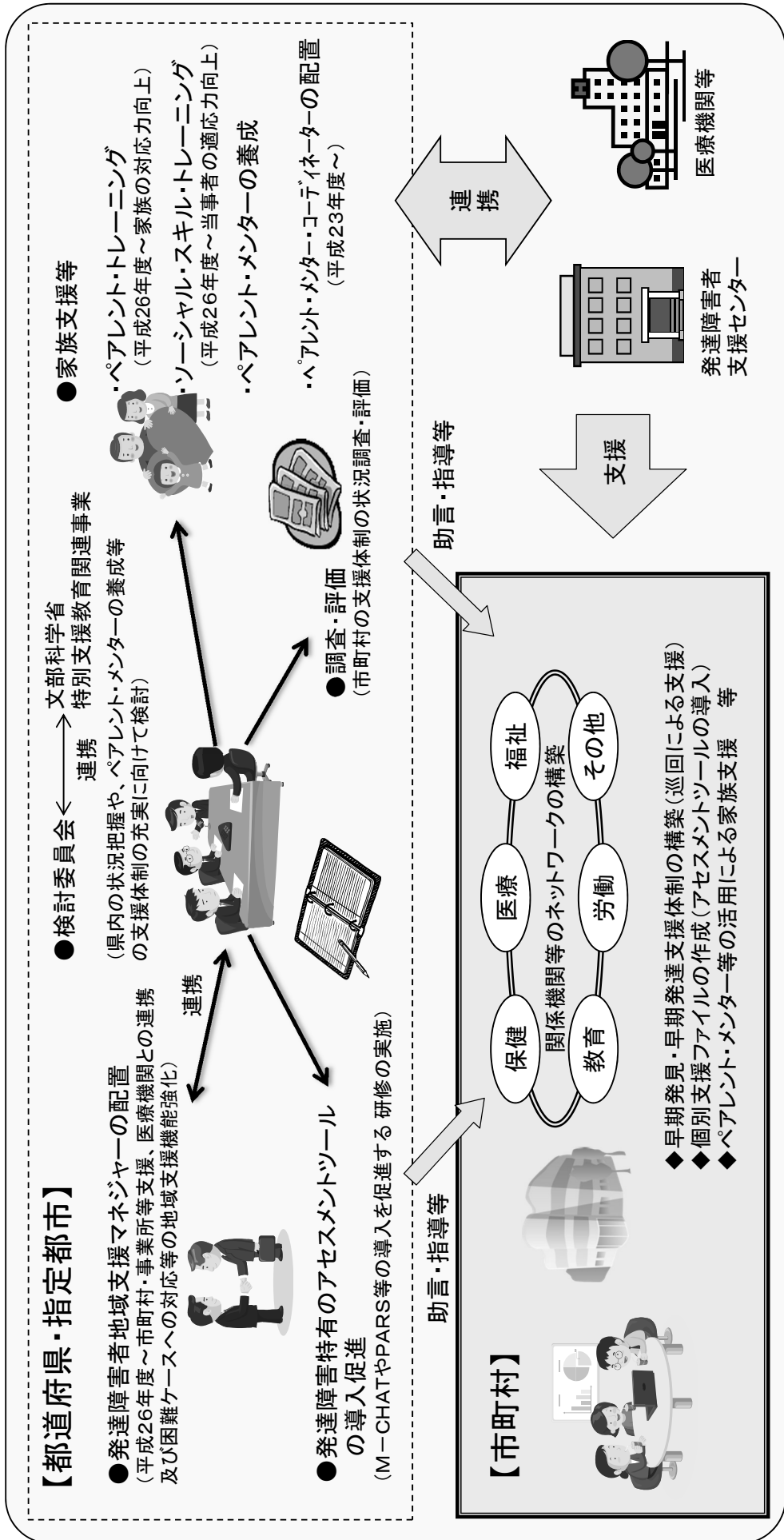


# 発達障害者支援体制整備

平成25年度より地域生活事業において実施

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築し、支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンターの養成等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援の強化を図る。

さらに、平成26年度から、家族支援及び当事者支援としてペアレント・トレーニングとソーシャル・スキル・トレーニングを新たにメニューに追加するとともに、発達障害者支援センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」を配置するなど、地域支援機能の強化を図る。



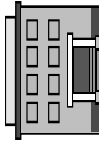


# 発達障害者支援センターの地域支援機能強化

地域生活事業費補助金462億円の内数

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備する。

## 発達障害者支援センター (地活事業)職員配置：4名程度



- 相談支援(来所、訪問、電話等)による相談
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談) ● その他研修、普及啓発、機関支援

(課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

## 都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会 ● 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ● ペアレントメンター(コーディネーター)

## 地域支援機能の強化へ

(現行) 地域支援体制サポート ※サポートコトラーチ2名分を積算

一部新規  
(4名分)

再編・拡充



## (新規) 地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置：6名程度  
・原則として、センターの事業として実施  
・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

### 市町村 (継続)

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築  
(求められる市町村の取組)



- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及

### 事業所等

(新規) 困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上  
(求められる事業所等の取組)

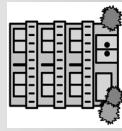


対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

### 医療機関

(新規) 医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供  
(求められる医療機関の取組)



- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療

## 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

### 【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

#### ○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バングラデシュが主提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

### 【啓発活動】(平成26年 開催案)

#### 【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム(作品展示等)

・日時 平成26年3月29日(土) 10:00～16:30

・場所 灘尾ホール(千代田区)

・主催 厚生労働省、日本自閉症協会

・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

○東京タワーブルーライトアップ

・平成26年4月2日(水) 18:15～(予定) 点灯式

※同日、併せて作品展示等を実施予定(15:00～)



○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載予定。

<http://www.worldautismawarenessday.jp>

## 16 障害者の地域生活への移行等について

### (1) ケアホームとグループホームの一元化について

#### ① 指定及び支給決定事務等について

ケアホームとグループホームの一元化に伴う指定及び支給決定事務等について留意すべき事項については、別添①（118頁）の平成26年2月28日付け事務連絡（「共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」）によりお示ししたところであるが、各都道府県等におかれては、当該事務連絡の内容について、ご了知の上、管内市町村、関係団体及びグループホーム・ケアホーム事業者等へ周知されたい。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号）のうち、一元化後のグループホームに関する規定については、別添②（127頁）のとおり改正することを予定しているため、その内容についてご了知いただくとともに、平成26年4月の円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

#### (受託居宅介護サービスの支給標準時間)

市町村が受託居宅介護サービスの支給量の決定に際して参酌すべき『受託居宅介護サービスの支給標準時間』については、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、障害支援区分ごとに下表のとおりとすることを考えているので留意されたい。

#### (参考) 参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間 (案)

障害支援区分	支給標準時間
区分2	150分/月
区分3	600分/月
区分4	900分/月
区分5	1,300分/月
区分6	1,900分/月

#### ② 一元化後のグループホームの報酬等について

一元化後の新たなグループホームの報酬等を盛り込んだ平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関しては、別添③（142頁）により、2月25日までを期限としてパブリックコメントを実施したところである。今後、具体的な算定要件等を規定した「障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号。以下「報酬の留意事項通知」という。)の一部改正通知も併せて、できるだけ早い時期に告示する予定である。

なお、別添③の第3の2.の(2)の②に記載の「夜間支援体制の評価の充実」については、パブリックコメント期間において、夜勤の配置体制が整うまでの間に一定の期間を要するとの意見が多くあったこと等を踏まえ、現在、以下の運用を検討しているので、留意されたい。

ア 夜間支援等体制加算の届出を事業所単位ではなく住居単位とすることにより、1の事業所であっても、住居単位で夜勤体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(I))と宿直体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(II))を併算定できるようにする。

イ 平成27年3月31日までの経過措置として、1の住居において夜勤の配置以外に宿直配置の日が一定程度あっても、夜勤体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(I))を算定できるようにする。

※ この場合の宿直配置の日数については、「1月に夜勤は1の日数を超えない範囲内」とする方向で検討(算定可能な例:毎週、月～木の4日間を夜勤、金～日の3日間を宿直配置とした場合等)。

#### (加算等に係る届出)

加算等に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないこととされているが、一元化後のグループホームの加算等に係る届出については、平成26年4月1日から加算等の対象となるサービス提供や体制の整備が適切になされている場合であって、4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って加算を算定できるものとする。

(別添①)

事 務 連 絡

平成26年2月28日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の  
一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部施行により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されるところですが、その一元化に伴う指定及び支給決定事務等について、留意すべき事項を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、平成26年4月の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添の内容は、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において、運用面での変更等があり得ることに留意願います。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

安蒜、中山

TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)

## I 事業所の指定

### 1 経過措置について

#### (1) 整備法による経過措置

##### ① 整備法附則第7条による経過措置

###### ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る指定を受けている者は、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けているものとみなされる（以下「みなし指定」という。）ものであること。

###### イ みなし指定の有効期間について

平成26年4月1日において現にその事業者が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とし、当該有効期間満了後も引き続き共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うためには、指定の更新を行う必要があること。

###### ウ みなし指定に係る手続き等について

###### (ア) 指定について

みなし指定については、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請等の手続きは不要である。ただし、みなし指定に際して、運営規程の変更など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第34条の23に定める事項（以下「届出事項」という。）に変更がある場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第46条に基づき、10日以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）へ届け出る必要があること。

###### (イ) 公示について

みなし指定であっても、事業者の指定であり、また、どの事業所が共同生活援助に係る指定を受けているのかについて利用を希望する障害者等が確認できるよう、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

#### (2) 整備省令による経過措置

##### ① 整備省令附則第3条による経過措置（事業所指定関係）

###### ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において現に指定共同生活介護の事業を行う事業所又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成25年厚生労働省令第124号。以下「整備省令」という。）附則第3条によ

り、下表の左欄の事業所の種類ごとに右欄の事業所とみなされる（以下「みなし事業所」という。）ものであること。

平成 26 年 4 月 1 日時点の事業所の種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
一体型指定共同生活介護事業所 一体型指定共同生活援助事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 ※

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降は、原則として、一の指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行するものであるため、障害者総合支援法第 46 条第 2 項及び第 79 条第 4 項の規定に基づき、共同生活援助の事業の廃止を都道府県知事に届け出る必要があること。

#### イ みなし事業所に係る手続き等について

整備省令附則第 3 条によるみなし事業所に該当する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、利用者の適切な事業所の選択に資するため、運営規程に規定する事業の目的等において、事業所の種類（指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）を記載する必要があることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

#### ウ みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合の手続きについて

平成 26 年 4 月 1 日以降、現にある指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合又は現にある指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、少なくとも、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 211 条の 3 又は第 213 条の 9 に規定する運営規程に定めるべき重要事項のうち、

- ・ 「事業の目的及び運営の方針（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 1 号又は第 213 条の 9 第 1 号）」、
- ・ 「従業者の職種、員数及び職務の内容（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 2 号又は第 213 条の 9 第 2 号）」、
- ・ 「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 9 第 5 号）」

の規定内容に変更等が生じることが想定されることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

都道府県知事は当該変更の届出があった場合には、当該届出の内容が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第

1 節から第 4 節、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第 5 節に定める規準に適合しているか否かを速やかに確認すること。

なお、これらの事業所の移行が円滑に行われるよう、事業所の協力の下、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、各都道府県において、当該届出の内容を予め確認することは差し支えないこと。

#### **(経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所の場合)**

現にある経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所（経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を含む。）については、当該経過措置が設けられてから一定期間が経過していることを踏まえ、各都道府県において、当該事業者に対して、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行の意思を確認することが望ましいこと。外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行が困難であるか、又は、移行を希望しない事業所であって、指定障害福祉サービス基準附則第 13 条に定める基準に適合している事業所については、引き続き、経過的家介護利用型指定共同生活援助事業所として共同生活援助の事業を行うことが可能であるが、この場合であっても、移行に際して、届出事項に変更がある場合には、障害者総合支援法第 46 条に基づき、10 日以内に都道府県知事に届け出る必要があること。

#### **(3) 平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する事業者の指定等の手続きについて**

平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する共同生活介護の事業を行う事業所又は共同生活援助の事業を行う事業所については、当該指定の有効期間の満了日までの間に、障害者総合支援法第 40 条に基づき、当該事業の指定の更新の申請を行うことが考えられる。

その場合は、(1) 及び (2) により、必要な手続き等を行うこと。

#### **(4) 整備省令附則第 4 条による経過措置（人員に関する基準関係）**

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、世話人の配置基準を常勤換算で 6 : 1 以上としているところであるが、平成 26 年 4 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合については、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算で 10 : 1 以上とする。

#### **(5) 整備省令第 5 条による経過措置（設備・運営に関する基準関係）**

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要があるが、整備省令附則第 3 条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。



## II 支給決定事務について

### 1 みなし支給決定

#### (1) 対象者及びみなし支給決定の内容

整備法附則第5条により、平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けている利用者は、支給決定の有効期間の残存期間の間は、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなされること。

#### (2) みなし支給決定に関する手続き

みなし支給決定は、法律上何らの手続きを要さずに支給決定があったものとみなされるが、各市町村の判断で、みなし支給決定された利用者に対して、実務上、みなし支給決定されたことの通知や障害福祉サービス受給者証の交付等の手続きを行うことは差し支えない。

なお、みなし支給決定されたことを通知する場合は、次の事項を記載することが考えられる。

- (ア) みなし支給決定された旨
- (イ) みなし支給決定された障害福祉サービスの種類（共同生活援助）
- (ウ) みなし支給決定された障害福祉サービスの支給量
- (エ) みなし支給決定の有効期間
- (オ) 負担上限月額
- (カ) その他必要な事項

### 2 一元化後の共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定業務について

#### (1) 基本的な取扱いについて

共同生活援助に係る支給申請を受理した市町村は、申請者が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれの事業所の利用を希望する場合であっても、「共同生活援助」の支給決定を行うものとする。なお、「共同生活援助」の支給量や有効期間の考え方は、後述する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いを除き、基本的に現行の共同生活介護及び共同生活援助と同様のものであること。

#### (2) 障害支援区分の認定手続について

共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しないものとする（下表参照）。

市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続の要否を判断すること。

なお、障害支援区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所を利用する場合は、当該利用者の障害支援区分を「非該当」とみなして基準を適用するものとする。

また、現に障害程度区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助事業所を利用している利用者については、支給決定の変更や更新を行う際に、介護の提供に関する意向を確認すること。

※ 平成26年4月以降の訓練等給付費の支給申請書の様式については、追って、お示しするが、共同生活援助（グループホーム）の支給申請を行う場合には、「申請するサービス」欄の「申請に関する具体的内容」欄に①希望する事業所の種類（指定共同生活援助事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）及び②入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望するか否かを記載するよう、現行様式を改正する予定である。

	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者（受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者）であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者

### （3）受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いについて

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者からの支給申請を受理した市町村は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続を経た上で、共同生活住居の支給量として、各月における『日数（暦日数）／月』に加えて『受託居宅介護サービスの支給量（時間（15分単位）／月）』を決定するものとする。なお、体験利用の場合の取扱いも同様とする。

#### ア 受託居宅介護サービスの対象者

指定居宅介護事業所と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結し、受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する障害者（障害支援区分2以上に該当する障害者に限る。）については、市町村が決定する受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、受託居宅介護サービスの提供を受けることができるものとする。

## イ 受託居宅介護サービスの種類

受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 10 第 3 項に規定のとおり、指定居宅介護（身体介護を伴う場合に限る。）とする。

## ウ 受託居宅介護サービスの支給量の決定

### （ア）受託居宅介護サービスの支給標準時間

市町村は、受託居宅介護サービスの支給量の決定に当たっては、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、別途お示しする市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（分／月）（以下、「支給標準時間」という。）の範囲内で支給量を決定することを基本とする。

ただし、以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、支給標準時間を超える支給量の決定を行うこととして差し支えないものとする。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合
- ② 障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

### （イ）市町村審査会の活用

市町村は、支給標準時間を超えて支給量を決定する場合は、必要に応じて、市町村審査会に諮ることが望ましいこと。また、障害者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合には、市町村審査会の意見を聞くものとする。支給決定の更新の場合の取扱いも同様とする。

## エ 支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証

受託居宅介護サービスの支給量については、支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証に記載する必要があること。この場合、指定居宅介護のように 1 回当たり利用可能時間数の記載は必要ないこと。

### （４）個人単位の居宅介護等の利用について

現行、平成 27 年 3 月 31 日までの間、経過的に認められている重度者の個人単位の居宅介護等の利用については、平成 26 年 4 月 1 日以降においても、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）の利用者であって、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 に規定する要件を満たす

ものについては、新規の場合を含め、引き続き利用することが可能であること。

### Ⅲ 指定申請書の様式の改正について

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるが、少なくとも以下に掲げる事項の改正が必要となるので、別紙を参考に各都道府県等において必要な様式の改正を行うこと。

1. 各様式の「共同生活介護（ケアホーム）」に係る項目の削除
2. 指定に係る記載事項に「サービスの提供形態に関する確認欄」及び「受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称等に関する確認欄」の追加
3. 共同生活住居に係る様式に「サテライト型住居に関する確認欄」を追加
4. 「サテライト型住居に係る様式」を追加

付表7 ~~共同生活介護事業所(ケアホーム)~~ 共同生活援助事業所(グループホーム)  
の指定に係る記載事項 その1

		受付番号	
主たる事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 - )	
		県 郡・市	
連絡先	電話番号	FAX番号	
サービスの提供形態(該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無	
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり	

(付表7) その2

共同生活住居	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 - )	
		県 郡・市	
連絡先	電話番号	FAX番号	
①	グループホーム <del>ケアホーム</del> に供する建物形態		
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他( )		
	②建物所有者名:		
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由		
	④住居の利用定員数 人		
	⑤居室数 室(うち個室 室)		
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m <sup>2</sup>		
	一体的に運営するサテライト型住居 場所		
	一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器		
	主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者		
	利用料 その他の費用		

(付表7) その3

サテライト型住居	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 - )	
		県 郡・市	
①	サテライト型住居に供する建物形態		
	①住居区分:アパート、マンション、その他( )		
	②建物所有者名:		
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由		
	④住居の利用定員数 人		
	⑤居室の最小床面積 m <sup>2</sup>		
	本体住居の名称		
	本体住居との距離 km		
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器		
	主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者		
	利用料 その他の費用		